

## 群馬大学医学部附属病院シニアレジデント制度検証委員会規程

平成18年4月1日 制定

平成18年10月10日 改正

### (設置)

第1条 群馬大学医学部附属病院におけるシニアレジデント(以下「シニアレジデント」という。)の専門医学臨床研修に関する検証を実施するため、シニアレジデント制度検証委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、シニアレジデントの専門医学臨床研修に関する運営・検証を円滑に実施するため、次の各号に掲げる事項を検証する。

- (1) シニアレジデントの専門医学臨床指導に係る検証の在り方及び実践に関すること。
- (2) その他シニアレジデント制度の検証に関する必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副病院長
- (2) 病院長補佐のうち病院長が指名する者 1人
- (3) 医員検討委員会委員長
- (4) 臨床研修センター長
- (5) 臨床主任会議で選出された者 2人
- (6) 看護部長
- (7) 総務課長及び経営企画課長
- (8) その他委員長が必要と認めた者 若干人

### (委員の任期等)

第4条 前条第5号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は第3条第4号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に専門的な事項を検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、臨床研修センター及び総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年10月10日から施行する。